

議案第61号

桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月11日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和6年桑名市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1項中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、所要の改正を行うものがあります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等が損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等が損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第62号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月11日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表災害弔慰金等支給審査委員会委員の項の次に次のように加える。

こどもの権利擁護委員会委員長	日額 25,000円
こどもの権利擁護委員会委員	日額 20,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市こどもの権利条例第23条に規定するこどもの権利擁護委員会の委員長及び委員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 20,000円 審査1件につき2,000円を加算	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 20,000円 審査1件につき2,000円を加算
こどもの権利擁護委員会委員長	日額 25,000円		
こどもの権利擁護委員会委員	日額 20,000円		
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

議案第63号

桑名市職員給与条例の一部改正について

桑名市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月11日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員給与条例の一部を改正する条例

桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「この号及び第3号」を「この条及び次条」に改め、同条第2号中「この号及び次号」を「この条及び次条」に改める。

第40条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「自転車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前条第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第5項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額の合計額が150,000円を超えるときは、150,000円）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の桑名市職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の桑名市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の桑名市職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

参 考

(改正のあらまし)

人事院勧告等に基づき、駐車場等を利用する職員に対し新たに通勤手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当支給基準)</p> <p>第39条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この条及び次条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(第3号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条及び次条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(通勤手当支給額)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前条第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第5項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額(その額の合計額が150,000円を超えるときは、150,000円)とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額とし</u></p>	<p>(通勤手当支給基準)</p> <p>第39条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この号及び第3号において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(第3号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(通勤手当支給額)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

て規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

第1項の規定による額

4 (略)

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 (略)

3 (略)

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

5 (略)

議案第64号

桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正について

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月11日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例

桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「別表第8」を「別表第9」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係の手数料 別表第7に定める額 別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第2条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		
		区分	金額	
宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査（同法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなされたものの検査を除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事の中間検査手数料	盛土又は切土をする土地の面積	500平方メートル以内のもの	4,400円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	4,500円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	4,700円
			2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	5,000円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5,500円
			5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	6,400円
			1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	8,500円
			2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	12,000円
			4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	19,000円
			7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	27,000円
	10万平方メートルを超えるもの	45,000円		

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務処理のうち、同法の「みなし許可」となる案件の中間検査、定期報告等の事務について三重県から令和8年8月に権限移譲を受けることに伴い、当該事務における手数料を整備する必要が生じることから、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正後		改正前		
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)関係の手数料 別表第7に定める額</u> (8) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料 別表第8に定める額</u> (9) <u>租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料 別表第9に定める額</u>		(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料 別表第7に定める額</u> (8) <u>租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料 別表第8に定める額</u>		
<u>別表第7(第2条関係)</u>				
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法関係の手数料</u>				
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		
		区分	金額	
宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査(同法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなされたものの検査を除く。)の申請に対する審	宅地造成及び特定盛土等規制法に 関する工事 の中間検査 手数料	盛土又は切土をする土地の面積	500平方メートル以内のもの	4,400円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	4,700円
			2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	5,000円
			3,000平方メートル以内のもの	5,500円

査		メートル円	
		を超え5,000平方メートル以内のもの	
		5,000平方メートル	6,400
		メートル円	
		を超え1万平方メートル以内のもの	
		1万平方メートル	8,500
		メートル円	
		を超え2万平方メートル以内のもの	
		2万平方メートル	12,000
		メートル円	
		を超え4万平方メートル以内のもの	
		4万平方メートル	19,000
		メートル円	
		を超え7万平方メートル以内のもの	
	7万平方メートル	27,000	
	メートル円		
	を超え10万平方メートル以内のもの		
	10万平方メートル	45,000	
	メートル円		
	を超えるもの		
別表第8・別表第9 (略)		別表第7・別表第8 (略)	

議案第65号

桑名市都市公園条例の一部改正について

桑名市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月11日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市都市公園条例の一部を改正する条例

桑名市都市公園条例（平成16年桑名市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第1 サッカー場の項中「サッカー場」を「フットボール場」に改め、同表に次のように加える。

屋内プール	桑名市総合運動公園
-------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市総合運動公園フットボール場の名称変更及び桑名市総合運動公園屋内プールの新設に伴い、
 所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第12条関係) 有料施設		別表第1 (第12条関係) 有料施設	
施設名	公園名	施設名	公園名
(略)	(略)	(略)	(略)
フットボール場	桑名市総合運動公園	サッカー場	桑名市総合運動公園
デイキャンプ場	桑名市総合運動公園	デイキャンプ場	桑名市総合運動公園
屋内プール	桑名市総合運動公園		

議案第66号

桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
令和8年6月11日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
桑名市消防団員等公務災害補償条例（平成16年桑名市条例第168号）の一部を次のように改正する。
第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桑名市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた桑名市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

国において非常勤消防団員等に係る公務災害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、市町村においても同政令に準拠した条例改正を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

